

7月下旬～8月中旬  
地方最低賃金審議会における各都道府県の目安額提示

9月〇日  
新たな最賃の公示日

10月〇日  
新たな最賃の発効日

これまで

例:A県の最低賃金700円

例:B事業所内の最低賃金710円

公示額  
720円(+20円)

A県の最低賃金720円

公示日までに賃金を20円増加 B事業所内の最低賃金730円

710円⇒730円(賃上げ率:2.8%)

- ・公示日前に賃上げした場合、20円の賃上げとして認められる(2%以上の増額)
- ・公示日以降の賃上げ分は、最低賃金額を上回る部分(10円)のみ賃上げとみなされる

要件緩和後(8月5日)

例:A県の最低賃金700円

例:B事業所内の最低賃金710円

公示額  
720円(+20円)

A県の最低賃金720円

発効日までに賃金を20円増加 B事業所内の最低賃金730円

710円⇒730円(賃上げ率:2.8%)

- ・公示日以降の賃上げでも20円の賃上げとして認められる(2%以上の増額)
- ・発行日以降の賃上げ分は、最低賃金額を上回る部分(10円)のみ賃上げとみなされる